

令和8年度 まんのう町高齢者用肺炎球菌予防接種実施要領

- 1 町は広報等で周知し、対象者に高齢者肺炎球菌予防接種予診票・接種済証等を郵送する。
- 2 実施医療機関は、まんのう町ホームページより次の書類をダウンロードする。または、町に連絡し、町は書類を送付する。
 - (1) 高齢者用肺炎球菌予防接種実施要領
 - (2) 説明書
 - (3) 請求書及び被接種者名簿
- 3 希望者は、予診票、予防接種済証、マイナ保険証等、健康手帳を持参し、医療機関で接種を受ける。
- 4 医療機関は、予診票・マイナ保険証等より本人確認を行う。

これまでに、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン又は肺炎球菌結合型ワクチンを1回以上接種した者であって、高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種を行う必要がないと認められる者は、定期接種の対象とならない。必ず接種歴を確認したうえで、予診票に記入して接種を行う。

接種後に本人に対し予防接種済証を発行し、健康手帳の「医療・薬などの記録」ページに貼りつける。(Lot Noは、ワクチンに添付されているシールでよい。)
- 5 接種料金(ワクチン代)：11,720円(税込)、公費助成金額：8,220円
- 6 自己負担：3,500円
生活保護世帯及び町民税非課税世帯の者：無料
- 7 接種できなかつた者への診察料：1,790円
接種対象者が健康不良で予診の結果、接種できなかつた場合は、予診票を添付して町に請求するものとする。

- 8 対象者(町内に住所を有する者に限る。)
- (1) 定期接種対象者
接種日年齢65歳の者
- (2) 60～65歳未満で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者(身体障害者手帳1級の者)
- ※(1)、(2)以外の者は、任意接種となり全額自己負担とする。
- 9 接種料金の費用免除対象者(町内に住所を有する者に限る。)
- 8(1)、(2)の者で生活保護世帯及び町民税非課税世帯のものは、次のア～ウの書類を提出することで、自己負担金が免除(無料)となる。
- ア 今年度(6月までに接種する場合は前年度)の介護保険料の通知書で、非課税世帯の確認がとれるページのコピー(以下「介護保険料の通知書コピー」という。)
- イ 費用免除承認書(事前に町に免除申請手続きを行い、町は費用免除承認書を発行する。)
- ウ 介護保険における負担限度額認定証のコピー(以下「介護保険負担限度額認定証コピー」という。)※有効期限を確認すること。
(接種後にア～ウいずれかの書類を持参した場合は、接種者へ自己負担金を返金し、町へ関係書類を付けて自己負担返戻分の請求をする。)
- 10 医療機関は、1ヶ月単位で請求書及び請求明細書に予診票を添付して、翌月10日までに町へ請求する。接種料金の費用免除対象者の場合は、介護保険料の通知書コピー又は費用免除承認書、介護保険負担限度額認定証コピーを添付する。
- 11 請求を受理した町は、内容を確認後、医療機関へ30日以内に支払うものとする。
- 12 その他必要事項は、その都度協議して決定する。
- 13 問合せ・請求書送付先
〒766-0015
仲多度郡まんのう町長尾501番地1
かりん健康センター内
まんのう町役場健康増進課
電話 (0877)73-0126